17　法人の責任（第二六条関係）

締約国は、自国の法的原則に従い、この条約に従って定められる犯罪への参加について法人の責任を確立するため、必要な措置をとる。

18　訴追、裁判及び制裁（第三〇条関係）

締約国は、この条約に従って定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。

19　凍結、押収及び没収（第三一条関係）

締約国は、この条約に従って定められる犯罪により生じた犯罪収益及びこの条約に従って定められる犯罪において、用い、又は用いることを予定していた財産等の没収を可能とするため、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で必要な措置をとる。

20　裁判権（第四二条関係）

(一)　締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている航空機内で行われる場合においてこの条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(二)　締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、容疑者が自国の国民であることのみを理由として当該容疑者の引渡しを行わない場合においてこの条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

21　犯罪人引渡し（第四四条関係）

(一)　この条の規定は、この条約に従って定められる犯罪であって、犯罪人引渡しの請求の対象となる者が当該請求を受けた締約国の領域内に所在するものについて適用する。ただし、当該請求に係る犯罪が、当該請求を行った締約国及び当該請求を受けた締約国の双方の国内法に基づいて刑を科することができる犯罪であることを条件とする。

(二)　この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

(三)　請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において、当該請求を行った締約国の請求があるときは、その引渡しが求められている自国の領域内に所在する者の抑留等を行うことができる。

(四)　締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき容疑者が自国の国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、犯罪人引渡しの請求を行った締約国からの要請により、不当に遅滞することなく、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。

22　法律上の相互援助（第四六条関係）

(一)　締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

(二)　法律上の相互援助は、供述の取得、裁判上の文書の送達の実施、第五章の規定に基づく犯罪収益の特定及び同章の規定に基づく財産の回復等のために要請することができる。

(三)　一の締約国の領域内において拘禁され、又は刑に服している者については、当該者が確認、証言その他援助であってこの条約の対象となる犯罪に関する捜査等のための証拠の収集に係るものの提供のために他の締約国において出頭することが要請された場合において、当該者が事情を知らされた上で任意に同意を与え、かつ、双方の締約国の権限のある当局が合意するときは、当該者を移送することができる。

(四)　一の締約国の司法当局が他の締約国の領域内に所在する個人を証人又は専門家として尋問する必要がある場合において、当該個人が当該一の締約国の領域に直接出頭することが不可能であるか又は望ましくないときは、ビデオ会議によって尋問を行うことを認めることができる。

23　一般規定（第五一条関係）

この章の規定に基づく財産の返還は、この条約の基本原則を成すものであり、締約国は、これについて最大限の協力及び援助を相互に行う。

24　犯罪収益の移転の防止及び探知（第五二条関係）

第一四条の規定の適用を妨げることなく、締約国は、自国の管轄内にある金融機関に対し、顧客の身元を確認すること、高額の預金を有する口座にある資金の受益者の身元を確定するための妥当な措置をとること並びに重要な公的任務を与えられている若しくは与えられていた者等によって開設される又は維持されている口座について厳格な審査を行うことを求めるため、自国の国内法に従って必要な措置をとる。この厳格な審査は、権限のある当局への報告のため、疑わしい取引を探知することを目的として妥当に行われるものとする。

25　財産の直接的な回復のための措置（第五三条関係）

締約国は、自国の国内法に従い、自国の裁判所において、他の締約国がこの条約に従って定められる犯罪の実行によって取得された財産に関する権原又は所有権を確定するために民事訴訟を提起すること等を認めるため、必要な措置をとる。

26　没収のための国際協力（第五五条関係）

締約国は、第三一条に規定する犯罪収益等が自国の領域内にある場合において、この条約に従って定められる犯罪について裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で協力する。

27　財産の返還及び処分（第五七条関係）

要請を受けた締約国は、第四六条、第五五条等の規定に従って、次のことを行う。

(一)　公務員による公的資金の横領又は公務員により横領された公的資金の洗浄の場合については、没収が第五五条の規定に従って、かつ、当該要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われたときは、当該要請を行った締約国に対し、没収された財産を返還すること。

(二)　この条約の対象となる他の犯罪の収益については、没収が第五五条の規定に従って、かつ、要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われた場合において、当該要請を行った締約国が没収された財産の従前の所有権を合理的な程度に立証するとき、又は当該要請を受けた締約国が没収された財産の返還の根拠として当該要請を行った締約国に損害が生じていることを認めるときは、当該要請を行った締約国に対し、没収された財産を返還すること。

28　訓練及び技術援助（第六〇条関係）

(一)　締約国は、必要な範囲内で、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことについて責任を有する自国の職員のための特別な訓練計画を開始し、発展させ、又は改善する。

(二)　締約国は、自国の能力に応じ、特に開発途上国の利益のため、腐敗行為と戦うための自国の計画において最大限の技術援助を相互に与えることを考慮する。

29　その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）（第六二条関係）

締約国は、腐敗が社会一般、特に持続的な発展に及ぼす悪影響を考慮して、国際協力を通じ、可能な範囲内で、この条約の最も適当な実施に貢献する措置をとる。

30　締約国会議（第六三条関係）

(一)　この条約の目的を達成するために締約国の能力を向上させ、及び締約国間の協力を促進するため、並びにこの条約の実施を促進し、及び検討するため、この条約により締約国会議を設置する。

(二)　国際連合事務総長は、この条約の効力発生の後一年以内に締約国会議を招集する。

(三)　締約国は、締約国会議から要請があったときは、この条約を実施するための計画及び実行並びに立法上及び行政上の措置に関する情報を締約国会議に提供する。

31　条約の実施（第六五条関係）

締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる。

32　紛争の解決（第六六条関係）

締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。交渉によって合理的な期間内に解決することができないものは、仲裁に付される。一定の場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

33　効力発生（第六八条関係）

条約は、三〇番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の九〇日目の日に効力を生ずる。